

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	八代海

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

天草広域本部水産課・郡司掛 博昭 中根 基行

【背景・目的・目標（指標）】

水産用医薬品の使用について、薬事関係法令により①未承認医薬品の使用禁止、②対象魚種や用法用量、③使用禁止期間及び休薬期間等の使用基準が設けられている。

養殖現場において、水産用医薬品がこれらの基準に従い適正に使用され、記録されているか確認するとともに、そうでない場合は適正に使用するよう指導することで、養殖水産物に対する安全、安心の確保や本県水産養殖業の維持、発展を目的とした。

年度内に4業者を巡回することを目標とした。

【普及の内容・特徴】

（１）巡回指導の日時、場所、対象者数は以下のとおり。

- ① 令和7年（2025年）7月11日、大道漁協（1業者）、栖本町漁協（1業者）
- ② 令和7年（2025年）7月16日、天草漁協宮野河内支所（3業者）
- ③ 令和7年（2025年）7月29日、天草漁協松島支所（1業者）

（２）共同実施機関 天草家畜保健衛生所

（３）指導の方法

4地区の5業者に対して、養殖水産動物の種類、尾数、生簀の数、発生した魚病や水産用医薬品使用状況などを確認するとともに、適正使用を指導した。

併せて、薬品の保管状況を確認し、薬品倉庫の施錠、個数管理の方法、古い医薬品が残っている場合はその処分について指導した。

【成果・活用】

巡回指導により、各養殖業者とも水産用医薬品を適正に使用していることを確認した。また、各業者は基本的に使用の都度必要量の医薬品を購入していた。

【達成度自己評価】

4 目標（指標）は達成できた（100%）



図 1 A 社聞き取り状況



図 2 水産用医薬品の保管状況



図 3 B 社聞き取り状況



図 4 水産用医薬品の保管状況